

網走市住居表示台帳の写しの交付事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住居表示に関する法律(昭和37年第119号。以下「法」という。)第9条1項に規定する住居表示台帳の写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付の場所)

第2条 住居表示台帳の写しの交付の場所については、市建設港湾部都市整備課計画係とする。

2 住居表示台帳の写しの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が郵送による交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間等)

第3条 住居表示台帳の写しの交付の時間等は、網走市地価公示台帳閲覧規程(昭和49年訓令第1号)第3条を準用する。

(写しの交付手続)

第4条 申請者は、住居表示台帳の写し交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(写しの交付に係る手数料)

第5条 申請者は、1件あたり手数料条例で定める別表第14(第2条関係)その他市長の行う事務についての手数料 公簿公文書の写しの交付手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、住居表示台帳の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

3 郵送による交付を申請する場合の当該郵送にかかる費用については、申請者の負担とする。

4 交付を申請する範囲は1件あたり、最大12カ月の期間、又は、1街区の範囲とする。その他の範囲を指定する場合は、これらと同程度の範囲とする。

(写しの交付)

第6条 住居表示台帳の写しを交付する場合は、写しの交付年月日及び住居表示台帳に記載された事項の写しに相違ない旨を表示し交付する。

2 住居表示台帳の一部に印影及び個人情報に記載されている場合は、該当部分を削除、又は墨塗りして写しを交付する。

(情報提供内容の法的効力等)

第7条 住居表示台帳は、土地・家屋等の権利関係を証明するものではない。

2 住居表示台帳の利用によって発生した直接又は間接の損失及び損害等について、本市は一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、住居表示台帳の写しの交付事務について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。